



令和3年8月11日

東金市長 鹿間 陸郎 様

九十九里町長 大矢 吉明 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
評価委員会委員長 鈴木 紀 彰

意 見 書

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標（案）に対する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定による地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定により設立団体の長が定める中期目標については、別添の案のとおり定めることが適当であると判断する。

なお、中期目標を定めるにあたり、新型コロナウイルス感染症の収束など社会その他の状況の変化により、大きく目標を変更する必要がある場合には、適切にその見直しを行うこと。

また、中期目標を定め、法人に指示するにあたり、以下の点について、留意すること。

- 1 経営健全化計画の位置づけ及び経営健全化計画と年次計画との関係性を明確にし、各計画の進行管理を適切に行うこと。
- 2 中期目標を達成するための中期計画を定めるにあたり、定量的な評価ができ

るように、具体的な計画数値を設定すること。

- 3 全職員が法令等に即し業務を適正に行うことを徹底するとともに、事務処理やチェック体制において改善・見直し等を徹底すること。
- 4 経常収支比率100%以上を達成するために、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えて、収益を増やし支出を削減する具体的な方策を検討すること。

以上